

全都清ニュース

平成20年度第3号

「環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について」及び「廃棄物処理施設の財産処分マニュアル」が通知されましたので、参考までにお送りいたします。

平成20年7月

社団法人 全国都市清掃会議

目 次

1. 環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について
(平成20年5月15日付部長通知) -----1 頁

2. 環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準 (別添) ----- 3 頁

3. 廃棄物処理施設の財産処分について
(平成20年4月18日付課長通知) ----- 1 3 頁

4. 廃棄物処理施設の財産処分マニュアル (別添) ----- 1 5 頁



環企発第080515006号
平成20年5月15日

都道府県知事 殿

環境省大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部長



環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について

環境省所管の補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等（以下「財産処分」という。）を行うにあたり、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第2条第3項に規定する補助事業者等にあつては、同法第22条に規定する環境大臣（同法第26条により、地方環境事務所長（以下「所長」という。）に事務が委任されている場合は所長）の承認が必要となっている。

これらの承認にあたっては、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとし、今般「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準（以下「承認基準」という。）」が別添のとおり定められた。

平成20年4月1日以降に財産処分の承認申請を受理したものについては、原則として、この承認基準に基づき承認事務を行うこととなるので御了知いただくとともに、貴管内市町村等関係者に対し、周知されるよう御配慮願いたい。

なお、この承認基準の施行にあたっては、下記に留意されたい。

記

- 1 財産処分を行う場合には、適正化法の趣旨及び補助金等の補助目的にかんがみ、当該財産処分により、廃棄物行政施策の円滑な実施に支障が生じるものではないことをあらかじめ確認するとともに、地域住民の理解を得るよう十分に御配慮願いたい。
- 2 平成20年3月31日において既に承認申請を受理しているが、本日において承認を行っていないものについても、この承認基準に基づき対応することとする。
- 3 一般廃棄物処理施設の財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。）において、国庫納付に関する条件を付された財産処分納付金の算定については、承認基準「第4 財産処分納付金の額」の「2. 転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等」のただし書きにより行うものとし、平成20年4月18日環廃対発第080418005号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知の別添「廃棄物処理施設の財産処分マニュアル」によることとする。

環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準

第1 趣旨

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第22条の規定に基づく財産処分(補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産(以下「補助対象財産」という。)を交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等。以下同じ。)の承認については、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、この承認基準を定め、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとしたものである。

なお、補助対象財産の用途を変更する財産処分については、当該財産処分が行われる地域において、同種の社会資源が充足していることが前提であり、補助事業等を行う地方公共団体の判断を確認の上、対応することとする。

第2 承認の手続

1. 申請手続の原則

補助事業者等が財産処分を行う場合には、環境大臣(適正化法第26条により事務委任されている場合は地方環境事務所長(以下「環境大臣等」という。))に別紙様式1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

(注1) 財産処分の種類

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：補助対象財産の所有者の変更。

交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。

貸付：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：補助対象財産(施設)の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：補助対象財産(設備)の使用を止め、廃棄処分をすること。

(注2) 承認後の変更

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて必要な手続を行うこと。

2. 申請手続の特例(包括承認事項)

次に掲げる財産処分(以下「包括的承認事項」という。)であって別紙様式2により環境大臣等への報告があったものについては、上記1にかかわらず、環境大臣等の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、記載事項の不備等必要な要件が具備されていない場合はこの限りではない。

(1) 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分(有償譲渡及び有償貸付を除く。)

ア. 経過年数(補助目的のために事業を実施した年数をいう、以下同じ。)が10年以上である施設又は設備(以下「施設等」という。)について行う財産処分

イ. 経過年数が10年未満である施設等について行う財産処分であって、市町村合併に係る法律に基づく計画に基づいて行われるもの(以下「市町村合併」という。)

(2) 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄(以下「取壊し等」という。)

(注3) 地域再生法(平成17年法律第24号)第22条の規定により環境大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しない。

第3 国庫納付に関する承認の基準

1. 地方公共団体が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を国庫に納付する旨の条件をいう。以下同じ。）を付さずに承認するものとする。

ア. 包括承認事項

イ. 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、次に掲げるもの

(ア) 市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分であって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

(イ) 道路の拡張整備等、設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。）

(ウ) 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記(1)以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。

2. 地方公共団体以外の者が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。（イ及びウについては、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していることを前提とする。）

ア. 包括承認事項（災害等による取壊し等の場合）

イ. 経過年数が10年以上である施設等に係る財産処分であって、次の場合に該当するもの

(ア) 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、引続き他の公共の事業（公の支配を受けるもの（以下「公共事業」という。））に使用する場合

(イ) 交換により得た施設等において、引続き公共事業に使用する場合

(ウ) 新たに公共事業に使用する施設等を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合

(エ) 国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付

ウ. 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、上記イ(ア)から(エ)に該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの

エ. 同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付

オ. 次に該当する取壊し等

(ア) 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。）

(イ) 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記(1)以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。

(3) 再処分に関する条件を付す場合

ア. 再処分に関する条件を付す場合

上記(1)のうち、イ(ア)から(ウ)、ウ及びエの場合には、再処分に関する条件（当初の財産処分の承認後10年（残りの処分制限期間が10年未満である場合には、当該期間）を経過するまでの間は、環境大臣等の承認を受けずに当該施設等（交換の場合には、交換により得た施設等）の処分を行ってはならない旨の条件をいう。以下同じ。）を付すものとする。

イ. 再処分に関する条件を付された者の財産処分

再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認については、この承認基準に基づき取り扱う。

この場合、補助目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを

通算した期間を経過年数とみなす。

なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者を、財産処分前の所有者とみなして取り扱う。

3. 担保に供する処分（抵当権の設定）

次に掲げる担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を国庫に納付させることを条件として承認するものとする。

- (1) 補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するために行われるもの
- (2) 補助事業者等の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるもの

第4 財産処分納付金の額

1. 有償譲渡又は有償貸付

(1) 譲渡額等を基礎として算定する場合

ア. 財産処分納付金額

(ア) 地方公共団体が行う場合

次に掲げる有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額（貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額、以下同じ。）に、総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。

- a. 経過年数が10年以上である施設等の有償譲渡又は有償貸付
- b. 経過年数が10年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であつて市町村合併、地域再生等の施策に伴い当該財産処分を行うことが適当であると環境大臣等が個別に認める場合
- c. 同一事業を10年以上継続する場合の有償譲渡又は有償貸付

(イ) 地方公共団体以外の者の場合

次に掲げる有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額（評価額（不動産鑑定額又は減価償却後額）に比して著しく低価である場合には、評価額。）に総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。

- a. 経過年数が10年以上である施設等の有償譲渡又は有償貸付であつて、引続き公共事業に使用する場合
- b. 経過年数が10年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であつて、引続き公共事業に使用するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴い当該財産処分を行うことが適当であると環境大臣等が個別に認める場合
- c. 同一事業を10年以上継続する場合の有償譲渡又は有償貸付

イ. 上限額

処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう、以下同じ。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る、以下同じ。）の割合を乗じて得た額（以下「残存年数納付金額」という。）を上限額とする。

(2) 残存年数納付金額とする場合

上記(1)以外の有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。

2. 転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等

国庫納付に関する条件を付された転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等の場合の財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。

ただし、財産処分納付金額の算定について別に定めのある場合は、その算定によることができる。

なお、この場合においても、残存年数納付金額を上限とする。

3. 担保に供する処分

抵当権が実行に移された際に納付すべき財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合と同額とする（抵当権が実行に移された際に納付）。

別紙様式1

〇〇〇 第 号
平成 年 月 日

〔 環 境 大 臣 〕
〇〇地方環境事務所長 殿

補助事業者名 印

〇〇施設等施設・設備整備費国庫補助金（*1）により取得した△△施設
に係る財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第
22条に基づき、次のとおりの処分について承認を求めます。

1 処分の種類 (該当するものに○)

(転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 抵当権の設定 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名	④所在地		
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体		
	造	m ²	m ²		
⑨国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑩国庫補助額全体	⑪総事業費	⑫国庫補助年度	⑬処分制限期間	⑭経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑮処分の内容				⑯処分予定年月日	
⑰譲渡予定額 (譲渡の場合)	⑱評価額	⑲評価額の算出方法 (いずれかに○)			
円	円	定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額			

3 経緯及び処分の理由

4 承認条件としての納付金 (有 無)

・ →無の場合 (次の承認基準の第3 (国庫納付に関する承認基準) の該当項目に○)

1 地方公共団体 (1) → (イ (ア) イ (イ) イ (ウ))

2 地方公共団体以外の者 (1) → (イ (ア)、イ (イ)、イ (ウ)、イ (エ) ウ エ (ア)、
エ (イ))

・ →有の場合 (次の承認基準の第4の1 (有償譲渡又は有償貸付) の該当項目に○)

(1) ア (ア) (1) ア (イ)

5 添付資料

- ・ 対象施設の図面 (国庫補助対象部分、面積を明記したもの) 及び写真
- ・ 国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し (保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・ その他参考となる資料

(記入要領)

- *1 「〇〇施設等施設整備費国庫補助金」や「国庫補助」等の表記は、補助金等の名称（負担金、交付金、委託費等）にあわせること。

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「⑤施設（設備）種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象施設（設備）名又は補助事業に係る施設（設備）名を記載すること。
- (2) 「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「⑮処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：〇〇施設を□□施設に転用。

〇〇施設の一部を転用し、〇〇施設と□□施設に変更。

〇〇施設の余裕部分（〇〇室）を□□事業を行う場所に転用。

〇〇法人〇〇に譲渡し、同一事業で継続。

〇〇設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

- (4) 「⑱評価額」欄には、減価償却後の額を記載し、「⑲評価額の算出方法」欄では、当該評価額の算出方法等（定率法、定額法又は不動産鑑定額）を○で囲むこと。

3 経緯及び処分の理由

財産処分に至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、処分対象財産に係る更なる需要増が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処分を承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

その上で、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

- (1) 対象施設の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない。
- (2) 間接補助事業については、施設設置者（間接補助事業者）からの財産処分承認申請書の写しを添付すること。
- (3) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

別紙様式2

〇〇〇 第 号
平成 年 月 日

〔 環 境 大 臣 〕
〇〇地方環境事務所長

殿

補助事業者名 印

〇〇施設等施設整備費国庫補助金（*1）により取得した△△施設
に係る財産処分の報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第
22条に基づき、次の処分について報告します。

1 処分の種類 (転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄)

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名	④所在地			
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体			
		造	m ²	m ²		
⑨国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑩国庫補助額全体	⑪総事業費	⑫国庫補助年度	⑬処分制限期間	⑭経過年数	
円	円	円	年度	年	年	
⑮処分の内容					⑯処分予定年月日	

3 経緯及び処分の理由

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目 (番号を○で囲む。)

- ・地方公共団体 → (1)ア (1)イ (2)
- ・地方公共団体以外の者 → (2)

5 添付資料

- ・対象施設の図面 (国庫補助対象部分、面積を明記したもの) 及び写真
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し (保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

* 1 「〇〇施設等施設整備費国庫補助金」や「国庫補助」等の表記は、補助金等の名称（負担金、交付金、委託費等）にあわせること。

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「⑤施設（設備）種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象施設（設備）名又は補助事業に係る施設（設備）名を記載すること。
- (2) 「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「⑦処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：〇〇施設を□□施設に転用。

〇〇施設の一部を転用し、〇〇施設と□□施設に変更。

〇〇施設の余裕部分（〇〇室）を□□事業を行う場所に転用。

〇〇法人〇〇に譲渡し、同一事業で継続。

〇〇設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、処分対象財産に係る更なる需要増が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

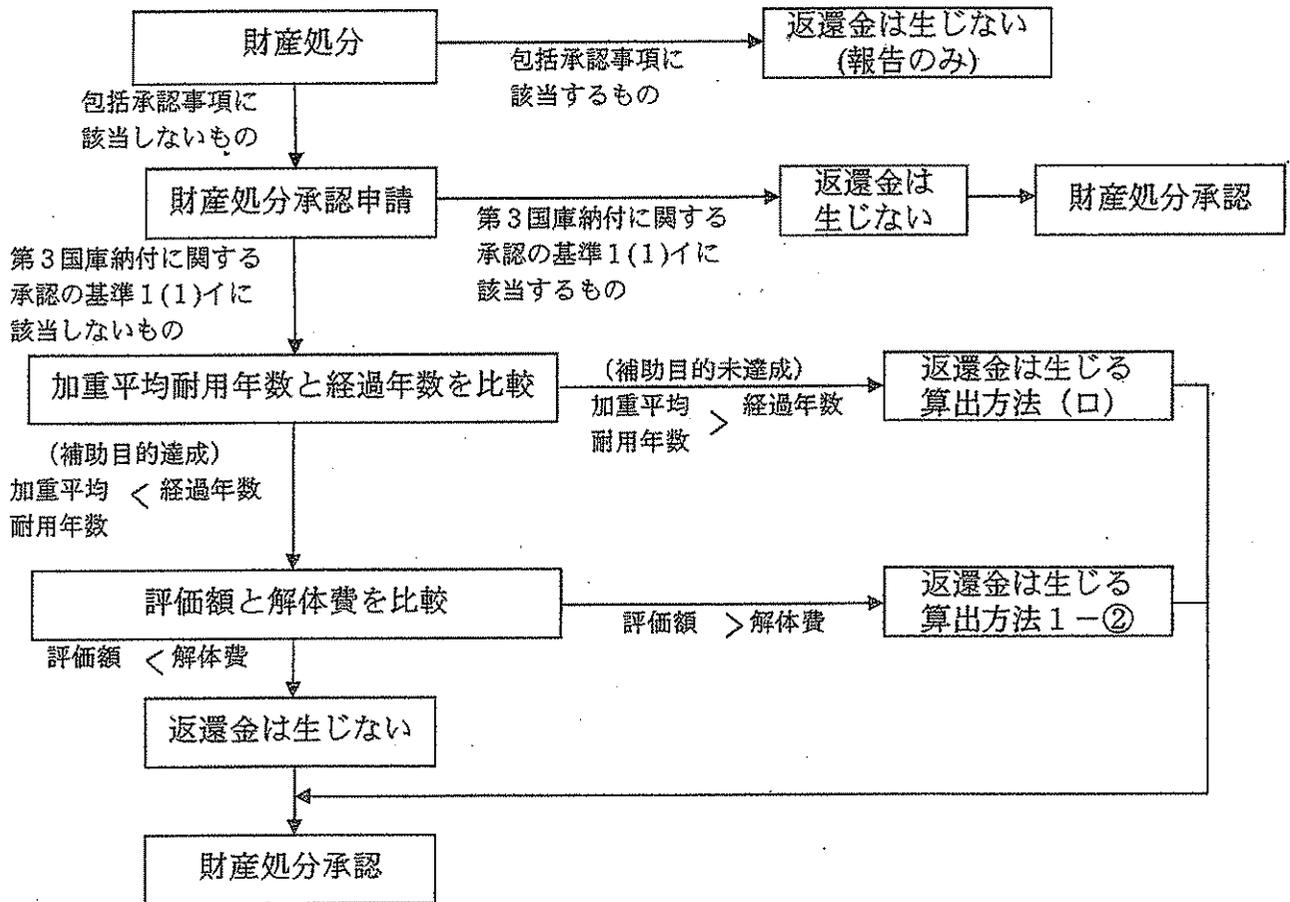
4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目

承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

- (1) 対象施設の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない。
- (2) 間接補助事業については、施設設置者（間接補助事業者）からの財産処分報告書の写しを添付すること。
- (3) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

財産処分(取りこわし)のフロー



返還金の算出方法

1 補助目的達成の場合 (経過年数 > 加重平均耐用年数)

① 評価額 < 解体費 → 返還金は生じない

② 評価額 > 解体費 → 返還額が生じる

以下の(イ)の額が返還額となる。ただし、返還金の上限として(ロ)を設定している。

((イ) > (ロ) の場合は (ロ) が返還金の額)

$$\text{返還金} = (\text{評価額} - \text{解体費}) \times \text{総国庫補助額} \div \text{総事業費} \text{ ----- (イ)}$$

$$(\text{各工種の補助対象事業費}) \times \text{補助率} \times (\text{耐用年数} - \text{経過年数}) \div \text{耐用年数}$$

(ただし、経過年数 > 耐用年数となる工種については0)

$$\text{で求めた額を国庫補助の入っているすべての工種について合計した額} \text{ ----- (ロ)}$$

2 補助目的未達成の場合 (経過年数 < 加重平均耐用年数)

1-②の(ロ)により求めたものが返還金の額となる。

※ 算出式の意味合い

(イ) 解体費で精算した残額の補助金相当額

(ロ) 残存期間相当分の補助金

環廃対発第 080418005 号
平成 20 年 4 月 18 日

各都道府県
廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

廃棄物処理施設の財産処分について

循環型社会形成推進交付金及び廃棄物処理施設整備費補助金の交付を受けて整備した廃棄物処理施設の財産処分の取扱いについて、今般、別添の「廃棄物処理施設の財産処分マニュアル」により行うこととしたので、貴管下市町村等に対し周知徹底されるようお願いする。

廃棄物処理施設の財産処分マニュアル

1. 財産処分の承認方針について

補助事業により取得した財産の処分については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条及び「同施行令」第14条の規定を受けて、「循環型社会形成推進交付金交付要綱」の第7及び「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱」の6において環境大臣が別に定める期間を経過するまで、環境大臣の承認を受けずに財産処分（取りこわし、他施設への転用、他者への譲渡又は貸付等）を行ってはならないことになっており、その耐用年数（処分制限期間）については、「補助事業等により取得した財産の処分制限期間を定める件（昭和41年7月15日厚生省告示第350号）」（平成12年3月30日厚生省通知会発第247号により改正）により定められているところであり、当該期間を経過した場合については、財産処分の承認申請を必要としないこととなっている。

しかしながら、廃棄物処理施設については、建物、構築物、機械装置類が有機的に結合し、その機能を果たしているものであり、個々の設備等の耐用年数をもって判断することは実情にそぐわないことから、処分する施設を一体的なものとして判断するため「加重平均耐用年数」により、運用上、補助目的の達成について一定の判断を行う。

例えば、平成10年度以前の補助事業等により取得した廃棄物処理施設の全部を取りこわそうとする場合、当該処分しようとする施設の建屋については、その耐用年数は通常30年であるため、大半の廃棄物処理施設については、財産処分の承認申請が必要であるが、その承認の基準として加重平均耐用年数（施設に含まれる設備の耐用年数ごとに工事費の重みづけを行い、施設一体として算出した耐用年数）を用いることとする。

このように、加重平均耐用年数は、補助目的を達成しているか否かを判断する基準となっており、財産処分を承認する場合であっても経過年数が加重平均耐用年数を上回っているか否かによって、その取り扱いは次のように行う。

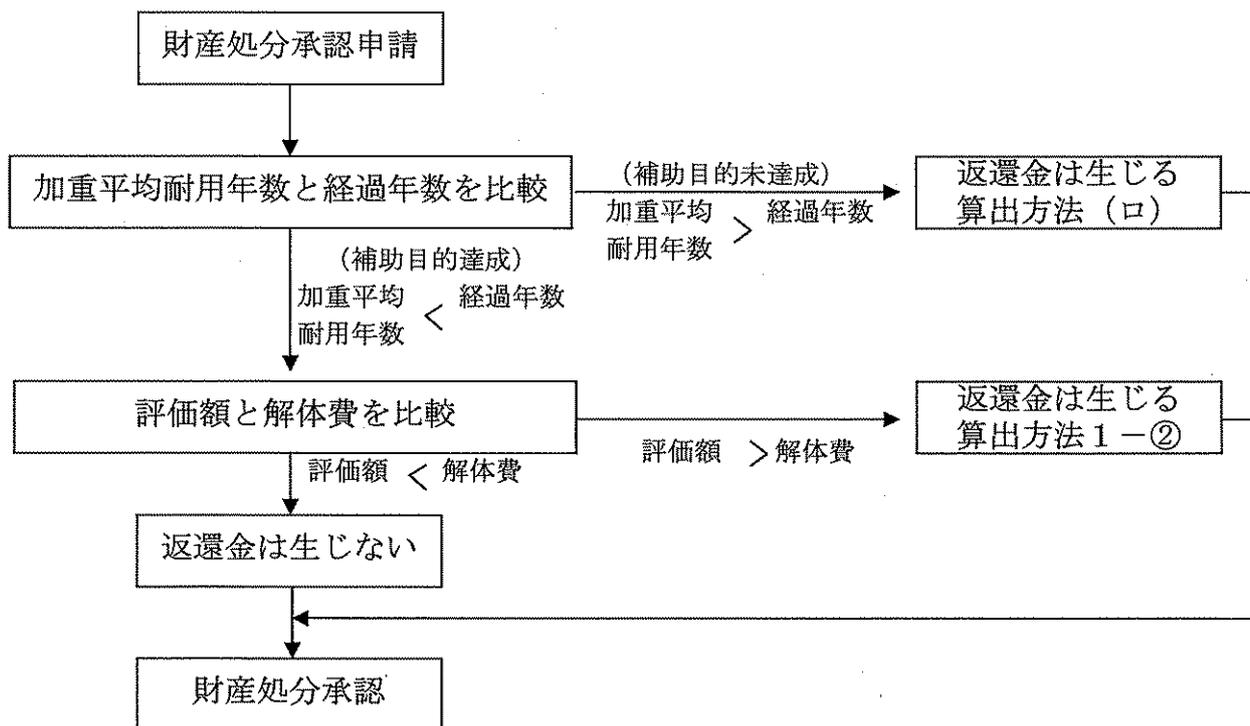
(1) 財産処分をすることにやむを得ない事情があるが、経過年数が加重平均耐用年数を下回る場合

この場合には、当該施設が補助目的を達成しているとは認めず、一定の条件（補助金の返還等）を付して財産処分の承認を行うこととする。

(2) 財産処分をすることにやむを得ない事情があり、かつ、経過年数が加重平均耐用年数を上回る場合

この場合においては、当該施設は補助目的を達成していると認め、さらに評価額と解体費の対比を行い、評価額が解体費を下回る場合には、補助金の返還を求めることなく、その財産処分の承認を行うこととする。また、評価額が解体費を上回る場合には、一定の条件（補助金の返還）を付し、財産処分の承認を行うこととする。

財産処分（取りこわし）のフロー



返還金の算出方法

1 補助目的達成の場合（経過年数＞加重平均耐用年数）

① 評価額＜解体費 → 返還金は生じない

② 評価額＞解体費 → 返還額が生じる

以下の（イ）の額が返還額となる。ただし、返還金の上限として（ロ）を設定している。

（（イ）＞（ロ）の場合は（ロ）が返還金の額）

$$\text{返還金} = (\text{評価額} - \text{解体費}) \times \text{総国庫補助額} \div \text{総事業費} \quad \text{————— (イ)}$$

$$(\text{各工種の補助対象事業}) \times \text{補助率} \times (\text{耐用年数} - \text{経過年数}) \div \text{耐用年数}$$

（ただし、経過年数＞耐用年数となる工種については0）

$$\text{で求めた額を国庫補助の入っているすべての工種について合計した額} \quad \text{————— (ロ)}$$

2 補助目的未達成の場合（経過年数＜加重平均耐用年数）

1-②の（ロ）により求めたものが返還金の額となる。

※ 算出式の意味合い

（イ） 解体費で精算した残額の補助金相当額

（ロ） 残存期間相当分の補助金

2. 加重平均耐用年数の算定について（以下、12頁～15頁の参考事例を参照）

原則として、耐用年数調書の欄に記入する額は、評価額・解体費対比表の「取得価格」の「計」欄に記載した額と一致すること。

加重平均耐用年数の算定は次の方法により計算する。

- ① 構成比率 \div 耐用年数ごとの合計金額 \div 耐用年数の総合計金額
(小数点第6位を四捨五入：構成比率の合計が100%に満たない場合は、端数の大きいものから順次切り上げることによって調整を行う。)
- ② 個々の加重平均耐用年数 \div 耐用年数 \times 構成比率（小数点第3位を切り上げ）
- ③ 施設の加重平均耐用年数 $=$ 個々の加重平均耐用年数の合計

(例1) 構成比率の算出

耐用年数の総合計金額が1,004,658,438円で、耐用年数16年(7+9年)の合計金額が496,658,438円の場合

$$496,658,438 \div 1,004,658,438 \text{円} \div 0.49436 \\ (49.436\%)$$

耐用年数の総合計金額が1,004,658,438円で、耐用年数7年の合計金額が226,177,298円の場合

$$226,177,298 \div 1,004,658,438 \text{円} \div 0.22513 \\ (22.513\%)$$

(例2) 個々の加重平均耐用年数の算出

耐用年数が30年で、その構成比率が9.194%の場合

$$30 \text{年} \times 0.09194 \div 2.76 \text{年}$$

耐用年数が20年で、その構成比率が18.857%の場合

$$20 \text{年} \times 0.18857 \div 3.78 \text{年}$$

なお、諸条件により加重平均耐用年数の計算に組み入れるか否かの取り扱いが異なってくるので、表1「財産処分に係る加重平均耐用年数の算出における取り扱いについて」に従い、算定すること。

(表1)

財産処分に係る加重平均耐用年数の算出における取り扱いについて

財産処分の条件	国庫補助採択の有無		耐用年数の設定		工種の条件	加重平均耐用年数の計算
	補助対象事業	単独事業	可	不可		
取りこわし	○		○			○
	○			○		×
		○	○		廃棄物処理施設と密接に関連する	○
		○	—	—	廃棄物処理施設と密接に関連しない	×
取りこわしが伴う 一部継続使用 一部転用 一部譲渡 一部貸付 等	○		○			○
		○	○		廃棄物処理施設と密接に関連する	○
		○	—	—	廃棄物処理施設と密接に関連しない	×
取りこわしが伴わない 継続使用 転用 譲渡 貸付 等	○		○			○
		○	○		廃棄物処理施設と密接に関連する	○
		○	—	—	廃棄物処理施設と密接に関連しない	×
	—	—	—	—	市町村合併又は一部事務組合再構成に伴う無償譲渡	×
継続使用 転用 貸付 等 部分の取りこわし	○					○
		○			廃棄物処理施設と密接に関連する	○
	—	—	—	—	前回の財産処分にて取りこわし及び譲渡済みのもの	×
国庫補助により基幹的施設改良事業で整備した施設の取りこわし	○		○		既設 (撤去済み部分含む)	○
		○	○		既設(撤去部分含む)であり廃棄物処理施設と密接に関連する	○
	○		○		新設	○
		○	○		新設であり廃棄物処理施設と密接に関連する	○
		○	—	—	廃棄物処理施設と密接に関連しない	×
	—	—	—	—	法規制等の強化により整備したもの	×

3. 評価額と解体費の対比について

「工種別」欄には、国庫補助の最終年度の年度別事業計画精算書の区分及び金額に基づき、記載すること。したがって、金額は、年度別事業計画精算書に記載されている金額と一致していること。

諸経費は、当該諸経費を必要とする工事費に対して、工事費の比率に応じて按分し、配分すること。

(例) 工事費の合計金額434,918,098円、諸経費の合計額73,081,902円の場合

この場合の按分率は、

(諸経費の合計額) (工事費の合計額) (按分率)
 $73,081,902 \div 434,918,098 = 0.168036010311072$
となる。

この率を各工事費に按分していく。例えば給排水設備の土木工事の場合は、

(工事費) (按分率) (諸経費按分額)
 $5,598,000 \times 0.168036010311072$
 $= 940,665.5857$ となる。

この作業を各工種について行い、端数の大きなものから順次切り上げることによって、諸経費の合計額である73,081,902円に合わせる。

その結果、全体の諸経費との関係により、この例の場合は、

(諸経費按分額) (端数調整後の諸経費按分額)
 $940,665.5857$ 円 → $940,665$ 円
となる。

なお、諸経費以外でも、土地造成費、用地費、補償費、調査費及び事務費等の事業を国庫補助対象事業として行った場合には、さらに当該事業費(按分された諸経費を含んだ額)を関係する事業に按分(諸経費2として按分)すること。

事業への按分は表2「財産処分に係る評価額の算出における取り扱いについて」に従い、算定すること。

「経過年数」欄は、当該施設の竣工(設置)から廃止(稼働停止)までの年数(端数の月数は切り捨て)を記載する。

(例) 経過年数が、16年1.1か月の場合 → 16年

「評価額」の算定は、所得税法施行令第120条（減価償却資産の償却の方法）に規定する①旧定額法及び②旧定率法並びに地方税法第388条第1項の規定に基づく固定資産評価基準のいずれかのうち、当該補助事業者の採用する方法によるものとする（通常、旧定率法を使用する）。

また、「評価額」は、取得価格に定率を乗じることによって算定する。円未満の端数については切り上げることとする。

「償却価格」欄は、「取得価格」から「評価額」を差し引いて算定する。

(例) 昭和60～61年度整備事業における耐用年数20年の工種

この場合の定率は、耐用年数20年に対して経過年数16年であることから定率は0.158となる。この定率を取得価格に乗じて評価額を算定する。例えば排水処理設備の土木工事の場合には、

(取得価格 (A計))	(定率)	(評価額)
17,470,627円	× 0.158	= 2,760,360円

となる。

この「評価額」を「取得価格」から差し引いた額が「償却価格」となる。この場合は、

(取得価格 (A計))	(評価額)	(償却価格)
17,470,627円	- 2,760,360円	= 14,710,267円

となる。

「解体費」欄は、評価額を算定した工種に対応する解体費の合計額のみを記載すること。当然、「評価額」と「解体費」の対比であるので、評価額を算定した工種のすべての解体費を計上しなければならず、したがって、評価額上、評価していない工種が盛り込まれていたり、逆に評価額上、評価している工種が解体費に盛り込まれていないということがないように留意すること。

また、解体により生じる鉄材等を売り払うことにより収入が見込まれる場合には、解体費用から当該収入見込額を切除した額を記載すること。

解体費の見積書等は、各工種に対応して作成されていることが望ましいが、評価額との関係が必ずしも明確でない場合には、当該見積書等に書き込みを行う等の方法により説明を付すこと。

なお、当該見積書等の提出にあたっては、表記されていない円未満の額が解体費の合計に含まれていたり、切り捨てや四捨五入が混在していたりといったことがないように十分に留意すること。

財産処分に係る評価額の算出における取り扱いについて

工種の例	工種の条件	国庫補助採択の有無		評価額の計算	
		補助対象事業	単独事業		
土地造成費 場内整備費 造園工事費 用地費 補償費 調査費 事務費 消費税相当額 等	複数の事業に関係し得るものであって、事業に含まれる工種の耐用年数に直接関係しないもの	○		○	諸経費2に入れ按分
		○	○	○	
			○	×	「評価対象外」と記載
杭打ち工事 等	複数の事業に関係し得ないものであって、事業に含まれる工種の耐用年数に関するもの	○		○	諸経費に入れ按分
		○	○	○	
			○	×	「評価対象外」と記載
その他	廃棄物処理施設と密接に関係するもの	○		○	
		○	○	○	
			○	○	
	廃棄物処理施設と密接に関係しないもの	○		○	
		○	○	○	
			○	×	

4. 基幹的施設改良事業で整備した設備を含む廃棄物処理施設の財産処分の取り扱いについて

例えば、昭和60～61年度に国庫補助事業として新設したごみ処理施設（昭和62年3月31日竣工）において、一部設備が老朽化したため、国庫補助事業の基幹的施設改良事業により平成7年度に「排ガス処理設備（機械）」、「通風設備（機械）」、「電気計装設備（機械）」（平成8年3月31日竣工）の取り替えを行い、その後、ごみ処理施設全体が老朽化したため、平成15年11月30日をもって施設（転用部分を除く）の稼働を停止させた場合の加重平均耐用年数及び評価額の取り扱いは、次のとおりである。

(1) 「加重平均耐用年数」の取り扱い

基幹的施設改良事業を行う際に撤去した部分を含めた施設全体で加重平均耐用年数を算出する。また、新たに整備した設備（基幹的施設改良事業を行った設備）の耐用年数（加重平均耐用年数を算出するための当該年数）は、本体施設の竣工から基幹的施設改良事業の竣工までの年数と、当該設備の耐用年数の和とすること。

したがって、当該施設の場合、基幹的施設の竣工から9年を経過した時点で、改良事業（「排ガス処理設備（機械）」、「通風設備（機械）」、「電気計装設備（機械）」）を行い竣工しているので、これらの設備の耐用年数は以下のとおりとなる。

$$(例) \quad 7年 + 9年 = 16年$$

(2) 「評価額」の取り扱い

基幹的施設改良事業を行う際に撤去した設備については、今回の財産処分の申請にあたっては、当然、存在しないわけであるから評価額の計算には組み入れない。（「償却価格」欄に「撤去済み」と記載すること。）

基幹的施設改良事業により新たに整備した設備については計算に組み入れること。

廃棄物処理施設の財産処分にあたっては、施設を一体的なものとして判断していることから、基幹的施設改良事業の実施時における処分の申請は要しないものとする。

基幹的施設改良事業を単独事業のみで実施した場合、単独事業により新たに整備した設備が廃棄物処理と密接に関連するものは評価額の計算に組み入れ、この際に撤去した部分については評価額の計算に組み入れないものとする。また、当該設備は国庫補助事業による整備ではないことから、目的達成の判断基準である加重平均耐用年数への算入は行わないものとする。（撤去した設備については加重平均耐用年数への算入を行う。）

「ダイオキシン類対策削減対策による設備」等の設置を、基幹的施設改良事業という手段を用いて実施している場合があるが、これは、施設の延命化よりも、法規制の強化に伴い補助目的に沿った使用を継続するために緊急に整備せざるを得なくなったために実施したものであるため、(1)の取り扱いは、その性質上なじまず、施設本体（「ダイオキシン類削減対策による設備」等以外の施設）の加重平均耐用年数をもって補助目的の可否を判断することとしているので、加重平均耐用年数の計算には組み入れないものとする。（評価額の計算には組み入れる。）

5. 施設の増設を行った場合の財産処分の取り扱いについて

(1) 既存部分及び増設部分が一体的な施設である場合

基幹的施設改良事業で整備した設備を含む廃棄物処理施設の財産処分の取り扱いに準ずる。

(2) 既存部分及び増設部分がそれぞれ独立した施設である場合

既存部分及び増設部分それぞれ別施設として考え、それぞれについて加重平均耐用年数及び評価額を算出し、評価する。

6. 設備の転用について

廃棄物処理施設の取りこわし等を行う際に、他の用途に施設の一部を転用する場合の取り扱いについては、表3「財産処分に係る設備の転用における取り扱いについて」による。

(表3)

財産処分に係る設備の転用における取り扱いについて

転用設備の条件	取り扱い	転用後の財産処分申請
国庫補助対象施設への転用	残余期間の処分制限を条件として承認	要
国庫補助対象外ではあるが廃棄物処理と密接に関連する施設の一部への転用	残余期間の処分制限を条件として承認	要
国庫補助対象外施設であり廃棄物処理とは関係は無いが公共性・公益性がある施設の一部への転用	やむを得ない事由と判断できる場合に限り、残余期間分の国庫補助額返還を条件として承認	否
その他の施設への転用	転用は認めない	—

表中の取扱いは、原則として補助目的を達成していると判断できる場合に限る。

7. 環境大臣が定める期間を経過した施設の取り扱いについて

国庫の補助を受けて整備された施設の、個々の設備の耐用年数を全て経過した施設については、財産処分申請の必要はないが、事前に当課への報告を行うこと。

8. 個別案件として事前協議が必要な財産処分(取りこわし)について

以下に該当する施設の経過年数が加重平均耐用年数を超えていない場合については、経過年数が加重平均耐用年数を超えた施設と同様の取扱いとし、施設の評価額と解体経費とを比較することで国庫補助金返還の有無を判断するものとする。

(1) ダイオキシン類削減対策のための法規制強化に伴い廃止を行った施設の財産処分

(2) 市町村合併に伴う廃止を行った施設の財産処分

(3) 広域化計画に伴う廃止を行った施設の財産処分

9. 既存の一般廃棄物処理施設において産業廃棄物を受け入れる場合の財産処分(目的外使用)について

(1) 国庫補助を受けて整備した既存の一般廃棄物処理施設において、一般廃棄物に加えて新たに産業廃棄物(2)に該当するものを除く)を処理する場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく環境大臣の承認(目的外使用の承認)が必要となる。

また、この場合の財産処分の承認にあたっては、次の全ての要件を満たす場合に、財産処分の承認を行い、当該施設の整備にあたって交付した補助金の返還は原則として求めないこととする。

ア 当該地域において対象とする産業廃棄物の適正処理が確保できない又はそのおそれがあること。

イ 併せて処理する産業廃棄物は、一般廃棄物同様の性状であって、一般廃棄物処理施設において一緒に処理のできるものであること。

ウ 取り扱う産業廃棄物は、一般廃棄物処理量を超えないこと。

エ 産業廃棄物を受け入れる際に、排出事業者責任を勘案して、処理費用として料金を徴収すること。

オ 産業廃棄物を受け入れる期間は必要最小限のものとし、財産処分期間完了後には速やかに廃棄物処理施設財産処分完了報告書を提出すること。

(2) 国庫補助を受けて整備した既存の一般廃棄物処理施設において、災害により発生した産業廃棄物を一般廃棄物と併せて処理する場合には、別紙様式を環境大臣に届け出ることにより、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する財産処分の承認があったものとして取り扱うこととする。

また、この場合の財産処分の届出及び承認は、次の全ての要件を満たす場合に行えるものであり、当該施設の整備にあたって交付した補助金の返還は原則として求めないこととする。

ア 併せて処理する産業廃棄物は、一般廃棄物同様の性状であって、一般廃棄物処理施設において一緒に処理のできるものであること。

イ 産業廃棄物を受け入れる期間は必要最小限のものであること。

10. 高病原性鳥インフルエンザの患畜等を家畜伝染病予防法等に基づき一般廃棄物処理施設で処理する際の財産処分（目的外使用）について

国庫補助を受けて整備した既存の一般廃棄物処理施設において、市町村（一部事務組合等を含む）が家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日法律166号）第21条及び第23条の規定に基づき患畜等の処理を行うものから、患畜等を受け入れ処理を行う場合には、別紙様式を環境大臣に届け出ることにより、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する財産処分の承認があったものとして取り扱うこととする。

また、この場合の財産処分の届出及び承認は、次の全ての要件を満たす場合に行えるものとする。

ア 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年5月31日農林省令第35号）第29条に定める基準に従って処理を行うものであること。

イ 患畜等の所有者において、家畜伝染病予防法に従った患畜等の処理を行うことが困難であること。

ウ 患畜等を一般廃棄物処理施設で受け入れることにより、できるだけ日常の一般廃棄物処理に支障を生じさせないように配慮すること。

エ 患畜等の処理を一般廃棄物処理施設で受け入れる期間をあらかじめ明示するとともに、財産処分期間完了後には速やかに廃棄物処理施設財産処分完了報告書を提出すること。

11. 市町村合併及び広域化計画に伴う財産処分（無償譲渡）について

国庫補助を受けて廃棄物処理施設を整備した市町村及び一部事務組合が、市町村合併又は広域化計画に伴う一部事務組合の解散、新規設立又は再構成を行うにあたり、合併後又は広域化後の市町村又は一部事務組合に対し当該財産を無償譲渡する場合には、別紙様式を環境大臣に届け出ることにより、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する財産処分の承認があったものとして取り扱うこととする。

また、この場合の財産処分の届出及び承認は、次の全ての要件を満たす場合に行えるものとする。

ア 市町村合併又は広域化計画に伴う無償譲渡であること。

イ 当該財産の譲渡を受ける者に対して、次の条件を付すこと。

- ① 譲渡を受けた当該財産については、譲渡前と同様に使用しなければならない。
- ② 当該財産については、もとの財産取得時から起算して環境大臣が別に定める期間を経過するまで環境大臣の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- ③ 環境大臣の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- ④ 当該財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

12. 財産処分承認申請、届出及び完了報告について

財産処分の承認申請、届出及び完了報告は、別紙様式（【】内は注意事項）により行うこと。また、これらの提出については、都道府県を經由して行うこと。

13. 参考事例について

参考事例の施設概要は以下のとおりとする。

設置年月日	昭和62年3月31日
補助年度	昭和60、61年度（竣工日：設置年月日に同じ） 平成7年度（竣工日：平成8年3月31日）
総事業費	1,075,000,000円
国庫補助総基本額	885,000,000円
国庫補助額	221,250,000円
補助率	4分の1
稼働停止年月日	平成15年11月30日
処分の理由	当クリーンセンターは、昭和62年3月から平成15年3月までの16年間を稼働し、平成7年度基幹的施設改良事業において施設延命措置をおこなったものの、老朽化が著しく、～（省略）～なお、施設の一部については、廃棄物再生利用施設（熔融スラグのストックヤード）として転用する。

評価額・解体費対比表

(ごみ処理施設)

工種別	耐用年数	取得価格				評価額 A-B	評価額 B	解体費	評価方法等 定率法	
		工事費	諸経費	計	諸経費2					
昭和60～61年度										
(本工事費)										
受入供給設備	土木	20	25,136,287	4,223,801	29,360,088	1,693,851	31,053,939	16	転用	0.158
	機械	7	18,922,616	2,843,609	19,766,225	1,140,359	20,906,584	16		0.000
炉本体設備	土木	20	59,890,572	10,063,773	69,954,345	4,035,828	73,990,173	16		0.158
	機械	7	28,500,000	4,789,026	33,289,026	1,920,521	35,209,547	16		0.000
燃焼設備	機械	7	36,100,000	6,066,100	42,166,100	2,432,660	44,598,760	16		0.000
通風設備	土木	20	19,684,676	3,307,734	22,992,410	1,326,485	24,318,895	16		0.158
	機械	7	18,910,000	3,177,561	22,087,561	1,274,282	23,361,843	16	撤去済み	0.000
灰出設備	土木	20	15,940,000	2,678,494	18,618,494	1,074,144	19,692,638	16		0.158
	機械	7	6,780,000	1,139,284	7,919,284	456,862	8,376,146	16		0.000
ガス冷却設備	機械	7	15,600,000	2,621,362	18,221,362	1,051,232	19,272,594	16		0.000
排ガス処理設備	機械	7	18,800,000	3,159,077	21,959,077	1,266,870	23,225,947	16	撤去済み	0.000
排水処理設備	土木	20	14,140,440	2,376,103	16,516,543	952,877	17,469,420	16		0.158
	機械	7	18,706,060	3,143,292	21,849,352	1,260,539	23,109,891	16		0.000
煙突設備	土木	20	21,898,080	3,664,543	25,562,623	1,469,874	27,032,497	16		0.158
余热利用設備	機械	7	6,800,000	1,142,645	7,942,645	458,229	8,400,874	16		0.000
給排水設備	土木	20	5,598,000	940,665	6,538,665	377,231	6,915,896	16		0.158
	機械	7	7,660,000	1,287,156	8,947,156	516,182	9,463,338	16		0.000
電気設備	機械	7	11,600,000	1,949,218	13,549,218	781,686	14,330,904	16	撤去済み	0.000
計装設備	機械	7	7,260,300	1,219,992	8,480,292	489,248	8,969,540	16	撤去済み	0.000
建屋工事	建築	30	79,081,067	13,288,467	92,369,534	5,329,012	97,698,546	16	転用	0.233
小計			434,918,698	73,081,902	508,000,600	29,307,692	537,307,692		311,912,953	26,754,020
共通仮設費			13,058,257							
現場管理費			23,417,205							
一般管理費			36,606,449							
小計			73,081,902	諸経費へ				0	0	
(附帯工事費)										
場内道路工事	土木	15	5,633,812	815,134	6,448,946	372,055	6,821,001	16	評価対象外	0.086
洗車場工事	土木	15	990,780	143,352	1,134,132	65,431	1,199,563	16	評価対象外	0.086
門・柵工事	土木	15	3,858,632	568,290	4,426,922	254,822	4,681,744	16	評価対象外	0.086
小計			10,483,224	1,516,776	12,000,000	692,308	12,692,308		0	0
共通仮設費			332,393							
現場管理費			498,590							
一般管理費			685,793							
小計			1,516,776	諸経費へ				0	0	
(事務費)										
事務費			4,000,000		4,000,000					
消費税相当額			26,000,000		26,000,000					
小計			30,000,000		30,000,000	諸経費2へ		0	0	
昭和60～61年度計			550,000,000		550,000,000		550,000,000		311,912,953	26,754,020
平成7年度										
(本工事費)										
排ガス処理設備	機械	7	197,129,000	27,536,339	224,665,339	11,233,267	235,898,606	7		0.100
通風設備	機械	7	164,370,473	22,960,401	187,330,874	9,366,544	196,697,418	7		0.100
電気計装設備	機械	7	74,285,512	10,876,713	85,162,225	4,239,111	89,401,336	7		0.100
撤去工事			2,932,000	409,562	3,341,562	167,078	3,508,640		評価対象外	
小計			438,716,985	61,283,015	500,000,000	25,000,000	525,000,000		469,342,223	52,149,137
共通仮設費			9,728,664							
現場管理費			22,821,710							
一般管理費			28,732,621							
小計			61,283,015	諸経費へ				0	0	
消費税相当額			25,000,000		25,000,000	諸経費2へ		0	0	
小計			25,000,000		25,000,000	諸経費2へ		0	0	
平成7年度計			525,000,000		525,000,000		525,000,000		469,342,223	52,149,137
総合計			1,075,000,000		1,075,000,000		1,075,000,000		781,255,176	78,903,157
									275,000,000	消費税
									13,750,000	合計
									288,750,000	

加重平均耐用年数に用いた工種の合計 1,004,658,438

評価対象外計 16,200,948
撤去済み計 69,888,234
転用計 128,752,465
評価対象計 860,158,333

耐用年数調書

(ごみ処理施設)

		30年	20年	16年 7+9年	7年	計
昭和60～61年度						
(本工事費)						
受入供給設備	土木		29,360,088			29,360,088
"	機械				19,766,225	19,766,225
炉本体設備	土木		69,954,345			69,954,345
"	機械				33,289,026	33,289,026
燃焼設備	機械				42,166,100	42,166,100
通風設備	土木		22,992,410			22,992,410
"	機械				22,087,561	22,087,561
灰出設備	土木		18,618,494			18,618,494
"	機械				7,919,284	7,919,284
ガス冷却設備	機械				18,221,362	18,221,362
排ガス処理設備	機械				21,959,077	21,959,077
排水処理設備	土木		16,516,543			16,516,543
"	機械				21,849,352	21,849,352
煙突設備	土木		25,472,623			25,472,623
余熱利用設備	機械				7,942,645	7,942,645
給排水設備	土木		6,538,665			6,538,665
"	機械				8,947,156	8,947,156
電気設備	機械				13,549,218	13,549,218
計装設備	機械				8,480,292	8,480,292
建屋工事	建築	92,369,534				92,369,534
共通仮設費						
現場管理費						
一般管理費						
(附帯工事費)						
場内道路工事	土木					
洗車場工事	土木					
門・圍籬工事	土木					
共通仮設費						
現場管理費						
一般管理費						
(事務費)						
事務費						
消費税相当額						
平成7年度						
(本工事費)						
排ガス処理設備	機械			224,665,339		224,665,339
通風設備	機械			187,330,874		187,330,874
電気計装設備	機械			84,662,225		84,662,225
撤去工事						
共通仮設費						
現場管理費						
一般管理費						
消費税相当額						
総合計						
		92,369,534	189,453,166	496,658,438	226,177,298	1,004,658,438
構成率(%)		9.194%	18.857%	49.436%	22.513%	100.000%
加重平均耐用年数(年)		2.76	3.78	7.91	1.58	16.03

返還金調書

(ごみ処理施設)

工種別	耐用年数	国庫補助基本額				国庫補助額 (1/4)	経過年数	返還金 B*(A-C)/A		
		工事費	諸経費	計	諸経費2					
昭和60～61年度	A					B	C			
(本工事費)										
受入供給設備	土木	20	16,800,000	2,643,934	19,443,934	1,542,294	20,986,228	5,246,557	16	1,049,311
"	機械	7	8,650,000	1,361,311	10,011,311	794,098	10,805,409	2,701,352	16	耐用年数経過
炉本体設備	土木	20	33,500,000	5,272,131	38,772,131	3,075,410	41,847,541	10,461,885	16	2,092,377
"	機械	7	21,901,000	3,446,715	25,347,715	2,010,584	27,358,299	6,839,575	16	耐用年数経過
燃焼設備	機械	7	24,800,000	3,902,951	28,702,951	2,276,721	30,979,672	7,744,918	16	耐用年数経過
通風設備	土木	20	10,600,400	1,668,260	12,268,660	973,152	13,241,812	3,310,453	16	662,090
"	機械	7	9,635,853	1,516,461	11,152,314	884,603	12,036,917	3,009,229	16	耐用年数経過
ガス冷却設備	機械	7	6,600,000	1,038,689	7,638,689	605,902	8,244,591	2,061,148	16	耐用年数経過
排ガス処理設備	機械	7	8,158,800	1,284,008	9,442,808	749,005	10,191,813	2,547,953	16	耐用年数経過
排水処理設備	土木	20	5,840,440	919,151	6,759,591	536,172	7,295,763	1,823,941	16	364,788
"	機械	7	18,706,060	2,943,905	21,649,965	1,717,278	23,367,243	5,841,811	16	耐用年数経過
煙突設備	土木	20	21,808,080	3,432,091	25,240,171	2,002,053	27,242,224	6,810,556	16	1,362,111
余熱利用設備	機械	7	6,800,000	1,070,164	7,870,164	624,262	8,494,426	2,123,607	16	耐用年数経過
給排水設備	土木	20	5,598,000	880,997	6,478,997	513,915	6,992,912	1,748,228	16	349,645
"	機械	7	7,660,000	1,205,508	8,865,508	703,213	9,568,721	2,392,180	16	耐用年数経過
電気設備	機械	7	11,600,000	1,825,574	13,425,574	1,064,918	14,490,492	3,622,623	16	耐用年数経過
計装設備	機械	7	7,260,300	1,142,605	8,402,905	666,519	9,069,424	2,267,356	16	耐用年数経過
建屋工事	建築	30	79,081,067	12,445,545	91,526,612	7,259,901	98,786,513	24,696,628	16	11,525,093
小計			305,000,000	48,000,000	353,000,000	28,000,000	381,000,000	95,250,000		17,405,415
共通仮設費			8,000,000							
現場管理費			15,850,000							
一般管理費			24,150,000							
小計			48,000,000	諸経費へ						0
(事務費)										
事務費			3,500,000		3,500,000					
消費税相当額			24,500,000		24,500,000					
小計			28,000,000		28,000,000	諸経費2へ				0
昭和60～61年度計			381,000,000		381,000,000		381,000,000	95,250,000		17,405,415
平成7年度										
(本工事費)										
排ガス処理設備	機械	7	197,214,512	20,009,507	217,224,019	10,861,201	228,085,220	57,021,305	7	耐用年数経過
通風設備	機械	7	164,370,473	16,677,130	181,047,603	9,052,380	190,099,983	47,524,996	7	耐用年数経過
電気計装設備	機械	7	74,200,000	7,528,378	81,728,378	4,086,419	85,814,797	21,453,699	7	耐用年数経過
小計			435,784,985	44,215,015	480,000,000	24,000,000	504,000,000	126,000,000		0
共通仮設費			5,016,012							
現場管理費			17,100,003							
一般管理費			22,099,000							
小計			44,215,015	諸経費へ						0
消費税相当額			24,000,000		24,000,000					
小計			24,000,000		24,000,000	諸経費2へ				0
平成7年度計			504,000,000		504,000,000		504,000,000	126,000,000		0
総合計			885,000,000		885,000,000		885,000,000	221,250,000		返還金額 17,405,415

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 ○ ○ ○ ○ 殿

市（町、村、組合）長

廃棄物処理施設（○○○○施設）の財産処分
承認申請について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づき申請する。

記

1. 施設名

2. 所在地

3. 処理能力及び方式

4. 設置年月日

【設置年月日は竣工日を記載のこと。また、基幹的施設改良事業等を行っている場合には、各事業の竣工日も記載すること。】

5. 補助年度

6. 総事業費、国庫補助総基本額及び国庫補助額

【2か年以上にわたる事業の場合には、各年度の内訳も記載すること。】

7. 稼働停止年月日

【予定の場合は「稼働停止予定年月日」とすること。】

8. 処分方法及び時期

9. 処分の理由

【「処分」には「取りこわし」のほか「転用」、「譲渡」及び「貸付」等が含まれる。このため処分の方法やその事由について、出来る限り詳細に、かつ客観的データ等に基づき記述すること。】

10. 処分後の措置

【跡地利用計画及び更新施設について、出来る限り詳細に記述すること。】

11. 添付書類

(1) 財産処分対象施設の平面図及びフローシート

(2) 実績報告書（収支精算書、年度別事業計画精算書及び事業竣工報告）、補助金交付決定通知書及び確定通知書の各写し

(3) 評価額・解体費対比表

(4) 評価額証明書

(5) 耐用年数調書

(6) 解体・撤去設計書等

【処分方法が取りこわし以外の場合はその内容が確認できる資料を添付のこと。】

(7) 老朽化、能力低下等を客観的に説明できるデータ等参考資料

【処分事由が老朽化以外の場合はその内容が確認できる資料を添付のこと。】

(8) 現況写真

(9) その他

【過去に同施設の財産処分を行っている場合には承認通知書等の写しを添付こと。】

〔 廃棄物処理施設財産処分完了報告様式 〕

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 ○ ○ ○ ○ 殿

市 (町、 村、 組 合) 長

廃棄物処理施設 (○ ○ ○ ○ 施 設) の財産処分
完了報告について

平成 年 月 日付け○○○○第 号をもって承認のあった標記に係る財産処分が完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づき報告する。

記

1. 施 設 名

2. 所 在 地

3. 処理能力及び方式

4. 設置年月日

【設置年月日は竣工日を記載のこと。また、基幹的施設改良事業等を行っている場合には、各事業の竣工日も記載すること。】

5. 補 助 年 度

6. 総事業費、国庫補助総基本額及び国庫補助額

【2か年以上にわたる事業の場合には、各年度の内訳も記載すること。】

7. 稼働停止年月日

8. 処分方法及び時期

9. 添付書類

(1) 評価額・解体費対比表

(2) 耐用年数調書

(3) 解体費・スクラップ売り払い収入等の契約書及び精算書

【処分方法が取りこわし以外の場合はその内容が確認できる資料を添付のこと。】

(4) 返還金調書

【返還金が生じる場合には添付のこと。】

(5) 写真

(6) その他

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 ○ ○ ○ ○ 殿

市（町、村、組合）長

廃棄物処理施設（○○○○施設）の財産処分
（目的外使用）承認申請について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づき申請する。

記

1. 施設名

2. 所在地

3. 処理能力及び方式

4. 設置年月日

【設置年月日は竣工日を記載のこと。また、基幹的施設改良事業等を行っている場合には、各事業の竣工日も記載すること。】

5. 補助年度

6. 総事業費、国庫補助総基本額及び国庫補助額

【2か年以上にわたる事業の場合には、各年度の内訳も記載すること。】

7. 目的外使用の内容

(1) 産業廃棄物の処理の理由

【当該地域における産業廃棄物の処理の必要性等を詳細に記載すること。】

(2) 処理する産業廃棄物の種類

(3) 産業廃棄物の処理量

ア 一般廃棄物の処理量 t/日

イ 産業廃棄物の処理量 t/日 (総計画処理量 t)

(4) 産業廃棄物処理の処理期間 (計画期間)

(5) 産業廃棄物処理の費用徴収

ア 費用徴収単価 円 (1 t 当たり概算)

【排出者責任、施設の管理・運営費、処理量等を勘案し、処理費用として適切なものであること。】

イ 積算根拠

8. 添付書類

(1) 一般廃棄物の処理状況 (別紙)

(2) 地域の産業廃棄物の処理状況を客観的に説明できる資料

【当該地域における対象産業廃棄物の適正処理が確保できない又はそのおそれがある根拠を受入業者の処理能力等を一覧として示すこと。】

(3) 状況写真

(4) その他

(別 紙)

一般廃棄物の処理状況

	処理能力 (t/日) (A)	処 理 量 (t/日) (B)	差引処理能力 (t/日) (A-B)
平成 年度			
平成 年度			
平成 年度			
平 均 値			

【把握している直近の過去3年間の一般廃棄物処理実績により算出のこと。

処理量 (t/日) = 年間処理量 / 年間稼働日数】

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 ○ ○ ○ ○ 殿

市（町、村、組合）長

廃棄物処理施設（○○○○施設）の財産処分
（目的外使用）完了報告について

平成 年 月 日付け○○○○第 号をもって承認のあった標記に係る財産処分が完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づき報告する。

記

1. 施設名

2. 所在地

3. 処理能力及び方式

4. 設置年月日

【設置年月日は竣工日を記載のこと。また、基幹的施設改良事業等を行っている場合には、各事業の竣工日も記載すること。】

5. 補助年度

6. 総事業費、国庫補助総基本額及び国庫補助額

【2か年以上にわたる事業の場合には、各年度の内訳も記載すること。】

7. 目的外使用の内容

(1) 処理した産業廃棄物の種類

(2) 産業廃棄物の処理量 t/日 （総処理量 t）

8. 添付書類

(1) 状況写真

【可能な限り施行前と施行後の状況が把握できるものを添付すること。】

(2) その他

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 ○ ○ ○ ○ 殿

市（町、村、組合）長

廃棄物処理施設（○○○○施設）の財産処分
（目的外使用）の届出について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づき届け出る。

記

1. 施設名

2. 所在地

3. 処理能力及び方式

4. 設置年月日

【設置年月日は竣工日を記載のこと。また、基幹的施設改良事業等を行っている場合には、各事業の竣工日も記載すること。】

5. 補助年度

6. 総事業費、国庫補助総基本額及び国庫補助額

【2か年以上にわたる事業の場合には、各年度の内訳も記載すること。】

7. 目的外使用の内容

（1）産業廃棄物の種類及び発生状況

【当該地域における詳細な災害の発生状況を記載すること。】

(2) 産業廃棄物の処理量

ア 一般廃棄物の処理量 t/日

イ 産業廃棄物の処理量 t/日 (総計画処理量 t)

(3) 産業廃棄物処理の処理期間 (計画期間)

8. 添付書類

(1) 一般廃棄物の処理状況 (別紙)

(2) 災害状況に関する資料

(3) 状況写真

(4) その他

[別 紙]

一般廃棄物の処理状況

	処理能力 (t/日) (A)	処 理 量 (t/日) (B)	差引処理能力 (t/日) (A-B)
平成 年度			
平成 年度			
平成 年度			
平 均 値			

【把握している直近の過去3年間の一般廃棄物処理実績により算出のこと。

処理量 (t/日) = 年間処理量 / 年間稼働日数】

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 ○ ○ ○ ○ 殿

市（町、村、組合）長

廃棄物処理施設（○○○○施設）の財産処分
（目的外使用）の届出について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づき届け出る。

記

1. 施設名

2. 所在地

3. 処理能力及び方式

4. 設置年月日

【設置年月日は竣工日を記載のこと。また、基幹的施設改良事業等を行っている場合には、各事業の竣工日も記載すること。】

5. 補助年度

6. 総事業費、国庫補助総基本額及び国庫補助額

【2か年以上にわたる事業の場合には、各年度の内訳も記載すること。】

7. 目的外使用の内容

(1) 経過及び目的外使用の理由

【当該地域における詳細な発生状況等を記載すること。】

(2) 処理予定量

ア 一般廃棄物の処理量 t/日

イ 高病原性鳥インフルエンザの患畜等の処理量
t/日 (総計画処理量 t)

(3) 処理予定期間

ア 処理開始予定年月日 平成 年 月 日

イ 処理終了予定年月日 平成 年 月 日

(年 ヶ月)

8. 添付書類

(1) 一般廃棄物の処理状況 (別紙)

(2) 当該地域における高病原性鳥インフルエンザの患畜等に関する資料
【発生場所の見取り図面等】

(3) その他

[別 紙]

一般廃棄物の処理状況

	処理能力 (t/日) (A)	処 理 量 (t/日) (B)	差引処理能力 (t/日) (A-B)
平成 年度			
平成 年度			
平成 年度			
平 均 値			

【把握している直近の過去3年間の一般廃棄物処理実績により算出のこと。

処理量 (t/日) = 年間処理量 / 年間稼働日数】

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 ○ ○ ○ ○ 殿

市（町、村、組合）長

廃棄物処理施設（○○○○施設）の財産処分
（目的外使用）完了報告について

平成 年 月 日付け○○○○第 号にて届け出た標記に係る財産処分が完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づき報告する。

記

1. 施設名

2. 所在地

3. 処理能力及び方式

4. 設置年月日

【設置年月日は竣工日を記載のこと。また、基幹的施設改良事業等を行っている場合には、各事業の竣工日も記載すること。】

5. 補助年度

6. 総事業費、国庫補助総基本額及び国庫補助額

【2か年以上にわたる事業の場合には、各年度の内訳も記載すること。】

7. 目的外使用の内容

(1) 処理量 t / 日 （総処理量 t）

(2) 処理期間

ア 処理開始年月日 平成 年 月 日

イ 処理終了年月日 平成 年 月 日

(年 月)

8. 添付書類

番 号
平成 年 月 日

環 境 大 臣 ○ ○ ○ ○ 殿

市（町、村、組合）長

廃棄物処理施設（○○○○施設）の財産処分
（無償譲渡）の届出について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づき届け出る。

記

1. 施設名

2. 所在地

3. 処理能力及び方式

4. 設置年月日

【設置年月日は竣工日を記載のこと。また、基幹的施設改良事業等を行っている場合には、各事業の竣工日も記載すること。】

5. 補助年度

6. 総事業費、国庫補助総基本額及び国庫補助額

【2か年以上にわたる事業の場合には、各年度の内訳も記載すること。】

7. 無償譲渡の内容

(1) 施行前の市町村又は一部事務組合

(2) 施工後の市町村又は一部事務組合

(3) 施行年月日

8. 添付書類

(1) 無償譲渡に関する書類

【組合廃止議決、財産処分議決 等】

(2) その他